

2013年度の酒田市と鶴岡市の自治体出資・出捐法人、いわゆる第三セクター等の決算概況が本紙に掲載された。毎年度、編集部が資料収集し、報道していることは高く評価できる。

小職は、兼任の新潟県立看護大学で夏季に「地域経済論」を集中講義している。学生と一緒に上越市の視察施設等の資料収集をした。上越市では「上越市第三セクター経営分析報告書」を、また新潟県では「出資法人経営評価委員会の報告書」を毎年度公表している(小職は委員会の座長)。

毎年12月末に発表される総務省の13年12月17日付「第三セクター等の状況に関する調査結果」には▽経営状況等調査対象法人のうち、地方公共団体や第三セクター等が主体となり、ホームページ・広報誌等への

掲載や地方公共団体の庁舎・法人事務所等への備え付け常時開示等により、経営状況等の情報開示を行っている法人の割合は79・4%である▽08年6月以降に、当該法人の事業の意義・採算性等を検証するための委員会や検討会等を設置した(している)法人の数は

制度の理解と法人の適切な運営を

山形県公益認定等審議会委員長
東北公益文科大学大学院教授

出井信夫

形県公益認定等審議会において、小職は委員に委嘱され、推薦され委員長に就任した(3期目、14年5月3年間)。

この審議会では、山形県における最終的な法人の移行状況などが報告された。従来の社団・財団法人で移行対象365法人は、新

誤解や曲解と思われる面が少なくないことを危惧している。審議会は非公開であるが、制度を正確に理解してもらいたいとの思いから、議論や論点、いくつかの問題点、課題を指摘したい。

まず、公共団体側の問題で、当該団体の政策に関する問題である。とりわけ、

が基本的に要請されることから、事業の経費の按分や経費の計上等に不適切な面などが散見される。

公益社団・財団は収益事業が行えないということではない。経営上、赤字でよいということではない。経営赤字が過度で継続的な場合には、法人の存続が懸念されることは論をまたない。

もとより、経営黒字等余剰が生ずる場合には、次年度以降に公益事業に充当するなど適切な運営に活用すればよいのである。

公共団体や法人の担当者については、制度の理解を深めるとともに法人の自主活動を推進する中で、持続可能な地域社会を形成するため、今後ともさらなる経営革新を図り、地域振興政策の一翼を担う役割・機能を高めることを期待する。

1589法人(23・8%)である」とある。

ちなみに、酒田市や鶴岡市については、同様の委員会設置や報告書作成については寡聞にして知らない。

他方、周知のように、新公益法人制度に伴う移行認定・認可の期間は、13年11月末で終了した。14年7月14日に開催された第66回山

規に設立された法人や合併などにより自主解散した法人等の57法人(移行せずみなし解散15法人を含む)を除き、14年4月1日現在、山形県の監督対象法人数は公益社団・財団法人137法人、一般社団・財団法人(移行法人)は146法人、合計283法人である。

新公益法人制度について、